

◎開議の宣告

- 田中敏雄 議長 ただいまから本日の開議を開きます。
13番阿部信孝議員から欠席する旨の届け出がございます。
-

◎閉会中の継続審査の申し出について

- 田中敏雄 議長 日程第1、陳情第19号株式会社齋久のリサイクル施設増設計画に対する建設反対については、厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。
厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。
-

◎委員会調査の継続の申し出について

- 田中敏雄 議長 日程第2、委員会調査の継続の申し出については、産業経済常任委員長、建設常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
-

◎陳情第18号～議案第224号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 田中敏雄 議長 日程第3、陳情第18号社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求めることについてより、日程第24、議案第224号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例までの22件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番小笠原恒男議員）登壇】

- 小笠原恒男 厚生常任委員長 今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案18件、陳情4件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第18号については特段の意見はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第20号についてであります。

この陳情には上田議員より、私は基本的にはこの趣旨に賛同するものである。今置かれている状況がまさにこの趣旨のとおりであるので採択すべきと考えるとの討論がありました。

採決の結果、採択するものと決定いたしました。

次に、陳情第21号についてであります。

この陳情には特段の意見、討論がなく、採決の結果、採択するものと決定いたしました。

次に、陳情第23号についてであります。

この陳情については、県内の事例、横手市の対応などについて質問等がありましたが、特段の意見、討論はなく、採決の結果、採択するべきものと決定いたしました。

次に、議案第175号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第176号については、地域福祉センターの利用状況について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第179号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、定期的に指定管理者と協議しているかとの質疑に対し、当局より、年に1度運営協議会を開催している。また、随時施設の子どもの問題がある場合は市当局者も一緒になって対応している。入所の相談等については市のほうでも親身に相談活動を行っており、これからも市としてかかわっていきたいと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第180号については、児童館の位置づけが変わってきている中で当局としてはどのように考えているのかとの質疑に対して、当局より、児童館より子育て支援課で児童館事業として学童保育などを行っている児童館が3カ所ある。集落の集落会館的な使用を行っている児童館については、今後集落に払い下げというような形で、今後進めていきたいと考えているが、集落の意向としては市の指定管理ということを希望しているようだ。

また、国から補助をもらうとか、あるいは起債を起こすとか、制度の関係から児童館という名称で建物を建て、部落会館とか町内会館とかいったものを兼ねながら建物が利用されてきたと思われる。建築から何十年もたつて建物が老朽化してきているなどの問題もある。

指定管理をお願いしているわけだが、地域に譲って地域の方たちが自分たちで管理し、修繕なんかも含めて管理してもらえれば一番いいのではないか。児童館という名称であるが、地域の方たちがもし払い下げを受けた後に自分のほうは何々会館にしたいということであれば、それはそれでよいのではないかと思う。

払い下げの場合、壊れるようなものをどうぞと言っても、なかなか引き取り手はないと思うので、一定の修繕をしてからというようなことになるのではないかと思う。金額にもよると思うが、一定の修繕をして使用に差しさわりのない形で譲ることになるのではないかと思うとの答弁がありました。

この議案に対して赤川委員より、今まで出たことを整理して賛成討論をする。説明では15カ所あるうち児童館として機能しているのは3カ所という話で、しかも名前は児童館であるが実際は町内会館、部落会館として使われているという。やはり地域に当面は迷惑をかけないように、しっかり修繕するものはして、そして町内に移管する。このような例が今まで横手でもたくさんあった。この15施設を見直して、町内から今後管理してもらったほうがいい。当面町内の方に負担がかからないように修繕をし、町内会館として使うようになったならば、市の助成制度を導入して、町内の方に多大な迷惑とか経費がかからないような管理運営ができるよう配慮をした上で、15カ所について早急に検討してもらいたいことを要望し本案に賛成するとの討論がありました。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第181号、182号、183号、184号、185号については討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第186号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、固定したところには指定管理がいない。もっと他の人にもできるように門戸を広げる考えはないかとの質疑があり、当局より、特老施設に限らず社会福祉施設については外部の方、東京のそれなりの組織を持った皆さんが食指を伸ばしてきた経緯があったが、やはり入っている方、利用されている方のことを考えると、外来の方より地元の社会福祉法人の方にやっていただいたほうが入所者の方々がゆっくりするのではないかという判断をさせてもらっている。もしかすれば、もっとすばらしいサービスかもわからないし、もっと指定管理料を安くしてもらえないわけではないと思うが、昨今ああいう角館で起きた事件だとか、そういう可能性もないとは言えないので、そういう危険を冒してまで外来の方をお願いしてよいものかどうか。ただ地元の中でそのほかにJAだとか、いろいろなところでやっているのだから、それなりに力をつけてきた団体、事業所があればその方とは交渉の対象になると思っている。

今まで厳しい公募の条件をつけていたから、なかなか小さい事業者が入ってくるという可能性は少なかったが、もしそれなりに実績をつくってその実績が見えるのであれば、ちょっと公募条件も変えていく必要があるのではないかと思うとの答弁がありました。

本案について採決の結果、討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第214号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、乳幼児医療費無料化の年齢拡大についての質疑があり、当局より、本市の場合は合併後、所得制限のかかっている子どもたち、すべての子どもたちに対して福祉医療無料化をしている。それをさらに拡大して実施するということになれば、県のほうの子育てビジョン関係で小学校3年生まで拡大しようかということで検討されているようである。財政的な問題も考慮に入れなければならないし、同時に福祉医療制度は県の医療制度に附帯したような形で市町村も実施しているという関係もあるので、そこら辺を見極めながら財源的な余裕なり、あるいはもっともって少子化が進むようであったりとか、そこらあたりを総合的に勘案しながら今後拡大の方向については検討する必要があるのではないかと考えている。

また、国保の資格証の子どもについての質疑があり、当局からは、先般厚労省のほうで与野党通じて同一法案を出されるということで、中学生以下の子どもについては6カ月の短期保険証、資格証明証については、これは条件をつけなくて出すという形になっている。そういう形では、本市の場合は10月1日から義務教育課程の子どもについてはそういった取り扱いをさせていただいたところである。18歳以下の問題については、全体的に庁内としてきちりとした形でまだ確認できていない。市長答弁のように18歳の方についても短期保険証で対応するような形で今後対処していくというお答えをしている。ただ事務方の考え方だが、現段階では秋田市では1月にヒアリングして、その方々と実際には2月から交付すると、短期証に切りかえるというような状況でもある。そこら辺を見据えながら私たちも同一步調で行くような形で作業を進めたいと現在のところ考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第215号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、補正額の大きさの要因はどの質疑があり、当局より、いわゆる第3期の計画時の推計、見込みの問題があると思う。年度当初の計上については、国・県それぞれの法定負担分の予算額がもう既に第3期の計画書に載っているということであり、それを前年度の実績が伸びてきているからといって勝手に変えるわけにはいかない。どうしても3期の計画に合った形で予算計上せざるを得ないというのが実情である。

本年度は第3期の最終年に当たるわけであり、保険料については初年度から3カ年の平均値でそれぞれ保険料を設定している。基盤整備も平成19年度中に建設されたものについては、20年度になれば施設、あるいはサービスを利用する方が伸びてくるという結果になるので、19年度に基盤整備が終わった部分がようやく20年度に本来の実績があらわれてきたという見方をしているところであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第216号、217号、218号、219号については質疑、討論がなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第223号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、ケースワーカーの部屋の確保についての質疑があり、当局より、ケースワーカーの部屋があって気兼ねなく相談できるというスペースは欲しいと思っている。スペースの関係でとりきれていないというのが横手病院の現状である。増改築にあわせて考えなければいけないと思っている。

大森病院については医療相談室というのがあり、病院に入院するときや退院して老健や白寿園に行く患者さんもあり、退院時の治療費の支払いの問題などもあるので、この医療相談室で相談に乗っているとの答弁がありました。

また、大森病院について医師が増えた影響と人件費の内容はどの質疑には、当局より、増えた医師は3名で内科医である。2月、4月、6月と1名ずつ増員になっている。患者も4月、5月は大幅少なかったが、充足率が100%を超えたということが周知されたおかげで、6月からは入院、外来とも患者さ

人も順調に増加している。医師が3名増えたということにより人件費が相当増加している。当然収入、入院、外来とも増えているが、人件費が占める率が相当大きい昨年同様赤字になるよう頑張りたいと思う。人件費については、合併時に医師職については横手病院と同等のレベルにあわせたが、看護師についてもモチベーション、労働意欲との関係もあるので、さらに改善してまいりたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第224号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件について採決いたします。

22件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、22件は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第12号～議案第220号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第25、陳情第12号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求めることについてより、日程第54、議案第220号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）までの30件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（30番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 産業経済常任委員長 今定例会において、産業経済常任委員会に付託になりました案件中、議案28件、陳情2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第12号について、主な意見を申し述べますと、陳情の要旨は本当に理解できるし、周りの環境を考えてもぜひこのような対策を望むが、求められている中で消費者行政の拡充強化を宣言されたいという大変重い命題があるので、できればこの部分を除きながら残りについて一部ではあるが採択していただければと思うとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、要旨にある地方消費者相談窓口及び地方消費者行政の拡充、強化を宣言

されたいという部分を除いた部分で採決した結果、願意を妥当と認め、一部採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第22号について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第162号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、事業の遅れと本庁、地域局の連絡体制についてとの質疑に対し、当局より、設計業者に現地を見ながら設計図を作成してもらい、利用する地元の下開地区と協議した。地元の方々が利用しやすい建物ということで、地元要望などをかなり取り入れるための意見を拝聴している時間、それから図面等の修正で非常に時間がかかり、着工の時期が10月中旬以降になった。この下開については、雄物川地域局産業振興課にはその都度打ち合わせに入ってもらっているし、建築監理は建築住宅課が担当することから、産業経済部と地域局と建設部、3部局がかかわる状態であるが、事務レベルとしては調整をとって進めてきたところであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第168号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理する場合と集落へ払い下げる場合の判断基準はあるのかとの質疑に対し、当局より、市として明確なガイドラインや指針はない。あくまでも今回の場合は地域との話し合いで決まった。補助金の適化法の関係、起債の関係等があるし、また、行政財産の場合は払い下げできず、一旦普通財産に用途を変えてから払い下げとなるので、いずれ何らかの指針やガイドラインは必要でないかと思うので、この後内部で検討し一定の方向のようなものをつくっていければと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第173号及び第174号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第177号、第178号、第187号の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第188号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、TRY21から商工会議所へ指定管理が移ることについてとの質疑に対し、当局より、指定管理料について平成20年度は413万5,000円だったが、今後5年間の管理料は1年間で405万円となり若干減額になる。これまでもトライの事業について、商工会議所と市もかかわりを持ってやってきた。かかわりについては、商工会議所に引き継ぐに当たっては、これまでもいろいろ話をしながらやってきたので余り影響はないと感じているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第189号、第190号、第191号、第192号、第193号、第194号、第195号の7件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第197号及び第198号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第199号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、施設の当初の目的なりが達成したのではないと思われるが、今後の指定管理の間にどういった方向で進めていくのかとの質疑に対し、当局より、実質の生産運営はきのこ利用組合がやっているの、今後の組合の運営については自立ができるならばそれを継承し、そして継承するならば、国では施設については無償譲渡してもいいという話がある。土地についての考え方は、もし無償譲渡するとすれば地方自治法の定めで議案として議会にかかるし、また、有償であった場合はこれまでの期間の賃借権などもある程度考慮するというので、管財課のほうで判断しているようだ。今後5年間のうち組合等といろいろ協議して、よい方向にもっていきたいと思っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第200号、第201号、第202号の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第203号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、ウッディさんないの経営内容はこの質疑に対し、当局より、今回指定管理する施設だけを見ると、若干の赤字を出しているが収支とんとんとなっている。会社自体は赤字がかさんでいるので、別の機会にいろいろ指導していききたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第204号、第205号、第206号、第207号の4件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第212号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第220号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市の温泉施設の経営形態と今後についての質疑に対し、当局より、基本的には合併前の市町村の形態を継承したというところが実態だ。市の直営6カ所と第三セクターがあるので全部で10カ所になるが、全部同じようにやろうとしてもなかなかうまくいかないと思う。対外的な観光施設、健康施設、内部の福祉施設とかいう大きなくくりで用途を絞っていかないと大変ではないかと思うが、市として議論が進んでいないので、これからの検討課題にさせてもらいたいとの答弁がありました。

また、灯油の購入方法についての質疑に対し、当局より、市内の温泉施設連絡会で共同購入を進めているが地域の事情もあり、雄物川地域3施設は雄物川町内7業者による入札で、平鹿地域は地域局地域振興課の大型タンクローリー単価で、大森地域は共同購入による大型タンクローリー単価とホームタンク等の地域振興課単価で購入している。雄物川地域3施設については来年度から共同購入への参加を考えている。共同購入は経営コスト的には役立つわけだが、地域の業者間の実情もあると思うので、い

ろいろと勘案していきたいと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第12号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は一部採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。従って、陳情第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く29件について採決いたします。

29件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、29件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第163号～議案第222号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第55、議案第163号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例より、日程第61、議案第222号平成20年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（33番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において、建設常任委員会に付託になりました議案7件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第163号について主な質疑と答弁を申し上げます。公営住宅の入居状況と今後についての質疑に対し、当局より、入居率は90%以上で推移している。今後については、現在市全体で1,000を超える戸数があり建て替えや用途廃止も含め、現在の住宅の規模が当市にとって適当なものかどうかということも含め検討しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第164号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第165号について主な質疑と答弁を申し上げます。この事業の今後の方向性についての質疑に対し、当局より、この事業は土地建物取得費用を無利子で15年間で返済していくものであるが、返済月額が大きく市としてもリスクがあると考えている。事業としては継続していくが、拡充という方向性は持っていないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第196号について主な質疑と答弁を申し上げます。市全体の農村公園における借地料についての質疑に対し、当局より、農村公園で借地料を払っているのは十文字地区の4公園のみであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第210号、221号の2件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第222号について主な質疑と答弁を申し上げます。下水道台帳システムの減額の影響と今後の方向性について及び施設管理費の今後の見通しについての質疑に対し、当局より、下水道台帳システムについては、今年度十文字地区と増田地区の整備と資産台帳の整備をすることとしていたが、今年度については簡易的な手法で財務諸表の作成をした。来年から改めてシステムと資産台帳の予算を計上した上で整備をし、資産内容について財務諸表の作成をしたい。また、大森地区の集落排水施設が20年を経過しており、施設の修繕が必要な状況になっている。これらについても資産台帳の整備の中で、今後の修繕の見通しを立てながら計画的に修繕を図れるように整備したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件について採決いたします。

7件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、7件は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第24号～議案第225号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第62、陳情第24号法務局の増員に関することについてより、日程第74、議案第225号土地の取得についてまでの13件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（20番石井正志議員）登壇】

○石井正志 総務文教常任委員長 今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案12件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第24号について意見、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第160号について、住居表示変更の周知方法はとの質疑に対し、当局より、手続が進み次第、2月号広報と市のホームページに変更の予定を掲載し一般に広く周知を図りたい。また、2月23日に住居表示が実施されたら直ちに関係者に住居表示証明や表示板の送付を行い、街区表示については3月に実施の予定であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第161号について、病院職員の増員計画はとの質疑に対し、当局より、病院職員の定数増員については、今後研修医の増員や診療科の充実、看護師の負担軽減を図る必要があるためのものだが、あくまでも病院事業の拡大状況、経営状況を見ながら必要に応じて増員したいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第166号について、給食センター廃止による現職員の処遇と建物の管理、納入業者の取り扱いはとの質疑に対し、当局より、現給食センターの職員は財団法人の職員であり、今後の処遇については市と財団法人とで協議中である。また、建物については築36年経過して老朽化しているので、有効な活用方法があれば慎重に検討するが、基本的には解体を考えている。

納入業者については、これまでの取引と急激な変化のないよう他の給食センターと連携を図り対処したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第167号については、関連施設についての質疑ありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第169号については、今後の管理計画についての質疑があり、これまでと同様の管理を行っていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第170号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、収支計画書の内容と期間はとの質疑に対し、当局より、これは指定管理者が平成20年度の事業ベースをもとに向こう5年間を試算したも

ので、予定される事業展開が変われば収支内容も変わるものである。また、期間については、市で一定の考え方を示しているもので、それに基づいて提出していただいているとの答弁がありました。

また、指定管理を更新する際に施設ごとに管理料を含め全庁的にチェックする考えはとの質疑に対し、当局より、指定管理料については個別に活動内容の聞き取り等を実施し、精査しながら管理料を決定している。できるだけ効率的な管理運営をお願いしている状況であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第171号については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第172号、議案第208号、議案第209号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第211号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第225号について、取得した土地を駐車場にする予定とのことだが、ほかに有効な活用方法はなかったかとの質疑に対し、当局より、土地の取得については、国の機関や他者への売買などさまざま検討した経緯があるが不調に終わった。再開発組合が当初事業地域内に立体駐車場の設置などを検討していたが、事業費が大きくなり過ぎることなどから設置を断念した。しかし、地域のにぎわい創出などを考えた場合、近接した駐車場が確保できるほうがより効果的だと考えた。周辺の民間駐車場にできるだけ影響を与えないような活用と、駐車場としてだけではない利用しやすいようなスペースとして有効活用も検討していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第225号土地の取得についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。従って、議案第225号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く12件について採決いたします。

12件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、12件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第213号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第75、議案第213号平成20年度横手市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（6番佐々木誠議員）登壇】

○佐々木誠 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして、一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第213号の審査につきましては、12月1日に一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教、厚生、産業経済、建設の各常任委員会の所管を審議する4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱しました。各分科会審査は12月11日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受け、報告はすべて原案のとおり可決すべきものであります。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。20番石井議員。

【20番（石井正志議員）登壇】

○20番（石井正志議員） ただいま議題となりました議案第213号に対し、特別委員会では私は採決に加わらず態度を留保いたしましたが、これまでの予算特別委員会や分科会の審査の経緯からやむなく賛成するものでありますが、その予算の執行に当たっては分科会での討論にもありましたように、一部凍結をし、慎重な対処を求める立場から討論を行うものであります。

その一部凍結を求める予算は、4款衛生費の2項清掃費の塵芥処理費2,598万7,000円の補正の中に含まれているコンテナトラック購入費についてであります。

これまでの当該部課長の説明によりますと、東部環境保全センターで実施されてきた焼却残渣の運搬業務を経費節減という大義名分を盾に、民間業者に委託していたものを新年度から直営とするためにコ

ンテナトラックを購入し、あわせて汚泥の運搬業務を行うというものであります。

一見もっともな言い分のように思われますが、よくよく考えてみますと、これまでの行政運営に逆行する重大な政策転換であり、加えて今後の市の行政運営に大きな禍根を残すものになるのではないかと疑念を抱かざるを得ないのであります。現に当該職場や関連する業界の方々の話をお聞きしますと、その疑念はますます深まったのであります。

このような観点から以下4点にわたって、運搬用コンテナトラックの予算執行凍結を求める理由について申し上げます。

第1は、焼却残渣の運搬業務は、行政の直営よりは民間業者にゆだねるのがふさわしいと考えるからであります。私は公営より民営のほうがすべてよしとは考えておりません。あくまでも公益性から見て、どうあるべきかを判断すべきものと思いますが、官民の適正な役割分担は行政コスト削減となり、我がまちの活性化に有益であると考えられるものであります。官民がお互いに協力し合い、一体となった横手市のまちづくりは今後ますます推進されるべきものであり、それに逆行する政策はとるべきでないと思えます。

第2は、そもそも東部環境保全センターでは、以前から焼却残渣の運搬業務を指名競争入札のもとに民間業者に委託しコスト削減に努めてきたものであり、業者もまたコンテナトラックなど運搬作業用の設備を整え、業務委託を受け入れる態勢をつくってきたのであります。そうしたこれまでの経過を無視し、業界との話し合いや説明が全くなされないままに直営化に転換するやり方は、業界との信頼関係を損なうものであり容認できるものではありません。

第3に、行政には地場産業や地元企業の育成に努める使命と役割があると思えます。間違っても行政内部の都合によって企業側にそのしわ寄せを押しついたり、結果としてそこで働く市民の職を奪ってしまうことは許されないと思えます。時あたかも緊急雇用対策本部が設置され、職を失った市民をいかにして救済していくかという検討がなされているさなかであります。それと相反するやり方はとるべき道ではないと思えます。

第4に、今回の直営化という政策転換は、もともとは経費の削減というところから端を発したのではないかと思えますが、極めて安易な発想と言わざるを得ません。それは役所の内部だけを見た発想であり、広く市民や横手市全体を見たものではないと思えるからであります。来年度予算の編成に向けて一律13%カットというやり方が今回のような提案になったものと思えます。一律13%カットという市長の号令によって、現場では経費削減だけに目が向き、結果として市民や地元企業などへのしわ寄せとなり、本来切らなくもよいものまで切ってしまったのではないのでしょうか。経費削減は行政事務の無駄を廃し、そのための見直しを行いながら市民への行政サービスの向上を図るのが本来の目的であろうと考えます。このたびの提案は本末転倒であり、いま一度しっかりと精査すべきであります。ある市役所のスローガンです。「市役所は市民のために役に立つところ」、我が市もぜひそうあってほしいものであります。

以上の理由から東部環境保全センター管理運営費のコンテナトラック購入分の予算を凍結し、再度検

討されることを強く市長に求め、議案第213号に対する討論といたします。ご清聴ありがとうございます。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第213号平成20年度横手市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。従って、議案第213号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後の開会時間は1時30分といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第226号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第76、議案第226号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第226号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議案第226号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案のご提案の前に若干の経緯等をご説明申し上げます。

9月以降の急激な経済悪化や雇用環境の悪化を受けまして、去る12月8日の本会議において市長より緊急雇用対策本部の設置が表明されました。これを受けまして直ちに市長を本部長に副市長、教育長、区長、各部長等26名による特別緊急雇用対策本部を立ち上げ、12月10日に初会合を開催いたしました。さらに16日に第2回本部会議を開催し、緊急的な対策として一定の方向づけがなされたところであります。

す。

その際の決定事項といたしまして、12月議会に提案する内容として、一つ、マル横融資の枠を1,500万円から2,000万円に拡大するための条例改正を行う。一つ、マル横の預託金を1億円積み増しの補正予算を上程する。また、1月臨時会及び平成21年度の当初予算に向けてと題しまして、一つであります。緊急雇用創出に関する各部局の提案98件ありましたが、時間がない中での提案でありましたので、よく精査して今年度中にやれるものは1月臨時会で、4月以降に実施するものについては21年度当初予算に計上することを確認いたしました。今回の提案中には国の緊急雇用対策で措置される可能性のあるものも数多くありますので、国の動向も含めてこの後検討したいということで、1月に提出できるように詰めることといたしました。また、3つ目ではありますが、平成21年度当初予算で必ず行うと言われる事業で制度的に可能なものにつきましては、この後債務負担行為の補正によりまして21年度当初、できるだけ早く着手できるように対応することといたしました。

また、その他といたしまして同会議で確認された事項でございますが、緊急雇用対策の相談窓口として各庁舎、地域局庁舎、それから商工労働課に相談窓口を設置する、そしてハローワークや県と連携しながら、それぞれの相談に対応するというところでございます。

また、金融機関などへの融資に必要な書類がございますので、金融機関が営業をしております12月29日と30日の2日間については、横手庁舎に市民福祉課及び納税課の証明業務に対応するように、納税証明ですとか印鑑証明が発行できるようにすると、そういう措置を講じまして、この2日間については商工労働課の職員が横手庁舎で対応するというのも決定されております。横手庁舎につきましては、金融機関なり信用保証協会が近くにございますので、あえてその庁舎1カ所に設定しました。なお、各庁舎とはテレビモニターで、それぞれ日直の職員とやりとりするというふうになっております。

それから、横手市社会福祉協議会のたすけあい資金貸付制度というものがございますので、それらについても当面必要な方については活用するというのも決定されております。その際、その他といたしましては、マル横の返済に絡みまして1年間の据え置きについて金融機関にお願いするというところでご了解をいただいております。

さらに秋田県では1,500社、当横手市では100社というふうな目標を立てまして、市内の企業を訪問し情報の収集や、今回ご決定いただいた制度についての周知を図るということも決めております。あわせて金融機関に対しましては企業への貸し付けに配慮するよう、できるだけ貸し付けいただけるよう要請もいたしております。

なお、昨日でございますが、ハローワーク横手所長を座長に市内商工4団体、県等地域関係者が集まり対策を協議する横手平鹿緊急雇用対策会議が設置されております。

それでは、議案第226号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は市内の中小企業者等を支援するため、現行融資あっせんの貸付限度額を引き上げようとするも

のであり、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容についてであります。附則の第3項に融資あっせんの貸付限度額の特例を加えるもので、具体的には平成20年12月22日から平成24年3月31日までにおける融資あっせんの貸付限度額について、1,500万円以内とあるのを2,000万円以内に改めようとするものであります。また、附則では施行期日を定めております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。33番佐藤議員。

○33番(佐藤功議員) 今回1,500万円のを2,000万円にするというような条例案のようですけれども、そここのところは大変よかったなというふうに思っています。ただ、返済が1年間据え置きということが、通常の企業拡大による、設備投資をしながら拡大路線にあるときの返済計画というのはそんなに難儀しないで返済計画が立つわけですけれども、今回この制度をこういうふうに設けなければいけないということになったのは、結果的に世界の不況、ここを乗り切るための資金だというふうに私は理解しております。この不況を乗り切るには全治3年かかるというふうに言いました。また、昨日、おととい、ずっとNHKのテレビ等経済学者の話聞いても、二、三年はかかる。要するに、もうにつきもさつきも資金繰りがいなくなつて、物も売れなくなつた、あるいはそのためにつくられなくなつてしまった企業が資金繰りを整えるために、そここのところをクリアするために借入れを起こすんだと思うんです。だとすれば、この経済が上向きにならない限り返済計画が立たない、そういう可能性があるだろう、私はそういうふうに思っています。

皆さん頑張られて、もちろん貸し方である金融機関との交渉の中で、この1年の据え置きというものを多分条件として引き出したんだらうと、このことは大変評価したいんですけども、1年ということになると多分借りた側の返済計画が立たないだろうということも予想されます。

従つて、私はここを何とか金融機関との今後の話し合いの中で3年間ぐらい、不況を脱した後に返済計画が立つような据え置き3年というようなことができないだろうか。仮にそれが認められれば、皆さんが今回条例提案で出してきてある24年3月にもう一回借りかえすると、今度は通常の返済で10年間、トータルで13年間の中でこの返済計画が組まれていけるだろうということが十分に想像されます。

民間企業出身の市長でありますので、そこら辺の事情をよくおわかりになるんだらうと思います。従つて、横手市から今回金融機関に1億円の積み増しをするということこの条件を引き出したということから想像すれば、例えればもう金融機関との今後の話し合いの中で、1億円でもいいし2億円でもいいし預託をして、そして3年間というその据え置きの期間を引っ張り出されないか、そういう努力をしてほしい、こういうふうに思うんですけども、市長、いかがなものでしょう。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今回の経済的な、あるいは金融から始まった不況がどれほど深いものかというのが、まだなかなか我々にはわからないところではありますが、しかし指摘されるまでもなく、やはり未曾有の

ものだというふうには思います。

従って、今、議員ご指摘のような融資を受ける側の願望として、あるいは選択の中でそういう要望があることは、あることはあり得ると、日本語として適当ではありませんけれども、あり得るかなというふうには思うところでございます。ただ、これは条例とは直接関係なく金融機関に対する私どものお願いということで考えていただいた経緯がございますので、10年というスパンの中で、例えば3年を据え置くといいたしますと、残り7年で返済すると、その返済期間はなかなかきつところもあるのかなと、いわゆるこれすべての個別の、融資を受ける側と融資する側との個別の話でいろいろ決まっていくことになるのかなと思います。

ただ、できるだけ借りやすい条件をつくるというのは異存がないところでございます。金融機関の判断もまた重要かというふうに思いますので、私どもといたしましては、この条例並びに補正予算がご承認いただいた暁には、議会の中でそういう声があるということは金融機関には申し伝え、そしてそれに対する対応ができるかどうかということも確認をしながら進めていきたい、そのように思う次第でございます。

○田中敏雄 議長 33番。

○33番(佐藤功議員) そういうことで、もし仮に横手市が預託をなささいということになった場合、市長としては1億円、2億円のさらなる積み増しもあり得るのかなのか、市長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

やっぱり、今10年で7年の返済というふうに言われましたけれども、ちょうどこの条例改正が24年3月までの時限立法になっている。従って、例えれば今年の1月でもいいから、2月でもいい、借りた人が3年経ってようやく世界の不況から脱し、今3年と言われているので、とりあえず3年のところ、不況を脱したところで、もう一回借り替えて10年間のものをできるとすれば、私はその10年間というのは返済計画ができるだろうというふうに思うんです。

そういう市長の腹づもりとか、それから出す勇気があるのかなのか。そうでないと助かる人も助からないというようなことにもなりかねないですので、ぜひそういう努力をお願いしたいし、市長の腹づもりもお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、預託の問題でありますけれども、今預託することによる金融機関のメリットというのは、金利のかからない資金が調達できるということでございます。従って、貸し出しの枠がこのことによって大幅に拡大するようであれば、金融機関としてそういう対応を求めてくることはあり得るだろうとは思いますが、ただ、私ども現在の判断ではなかなかそこまではいかないのではないかなというふうに思っている次第でございます。そういう必要があれば、やはり協議するということについてはもちろんやぶさかでないというふうなことでございます。

なお、3年経過後に借り替え等々の具体的な借り方のあり方についてのご指摘がございましたけれど

も、これはこのトンネルが、暗いトンネルが何年先に抜けられるかというのは、まだだれもわからないわけでありますので、次なる経済対策、金融対策がこういう状況下であると、またとるべき時期が来るだろうというふうに思います。そういう段階でまた考えていかなければならない課題ではないかなと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） このことも緊急雇用対策の一環ですか。一環だとすれば余りにも具体性に欠ける。県内でも一番最初に緊急雇用対策本部を立ち上げて、ただ、これはいわゆる市内関連の中小企業に対しての融資あつせん、これは通常であれば当たり前のことであると思います。簡単に言えば、新聞あるいはテレビなどでキャノンのある大分県大分市ではもう臨時雇用をする、あるいは隣の杵築市でも臨時の職員を雇用して失業者に対して幾らかでも仕事を与える。今朝の新聞では大館市では除雪に30人ほど失業者を充てるといったような具体的な失業者に対しての、契約切れの人方に対しての具体的な案件があるわけであります。

ただ、この金融あつせんについては、実際今回職をなくした人方はほとんどが誘致企業、あるいは100人以上の企業、300人以上の大企業の雇用の、いわゆる期限切れとかそういうことで失業した人方が多いわけであります。ですから、実際にこの中小企業のあつせんのいわゆる貸し付けについては、そんなに影響がない人方であります。ですから、その辺の具体的に今後、今回の大量失業者に対しての具体的なやり方というか、そういうことについては何にも施策がないんですか。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 まず、市が直接できることということで、今97件のアイデアを募集していましたが、いずれ直接雇用できるかどうかというのが台帳の整備ですとか、いろいろそういうふうなパソコンの整理も含めましていろんなものがございまして、また、あわせて間接雇用といたしましては、例えば山林の枝打ちですとか、今あるその作業班に追加の雇用をお願いするというふうなこと等々含めまして98事業があります。

先ほど申し上げましたが、いずれ緊急の時間が余りない中で集めて、まだ一件一件の詳細詰め等は私どもで行っておりません。いずれこの後、1月上旬にかけまして詳細詰めて行います。先ほど申し上げましたように、国等の事業の絡みと照合しながらやるわけですが、ただ単純に今の事業を積み上げますと、金額では6億円から7億円というふうな経費がかかりますし、また、雇用数では800前後というふうなこともございます。ただ、これが果たして全部が全部できるのかどうかは検討、詳細は詰めていないということが前提にあります。

あわせて、今国のほうで1月に提案しようとする制度で大体4,000億円ぐらいあるようございますが、それに入るものは一緒になってやっていきたいということを考えております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ただいま部長が答弁したことにつけ加えて申し上げますと、私どもも大分県における自治体の取り組みというのにも注意深く情報収集いたしましたけれども、どうしても緊急的にすぐやることとなると、やはりああいう形でごくごく短期間のつなぎの雇用しか、なかなか出にくいのは私どももやっぱりそうだなと思って見えています。

私どもといたしましてはある程度の期間、まとまった形で雇用できる道を探りたいと、1カ月そこらの雇用ではなかなか雇用対策にはなり得ないだろうと思います。そういう意味で、ある程度まとまった期間の雇用を達成するため、実現するためにはどういうやり方があるかということは今検討しているところでございますので、1月に開催いたしたく存じますが、臨時議会開会までに少し時間をいただきたいというふうに思う次第であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番。

○24番（高橋勝義議員） 失業をした人方は1カ月でもいいんです。どうしてかということ、例えば失業してすぐハローワークに行き失業保険もらえる人と、もらえない人もいます。例えば、私は市が緊急対策本部をつくったとき、1人頭10万円ぐらいくれるのかなと思いました。そういう手助けでもするのかとふと思ったんですが、そういうこともないと思いますが、いずれ1カ月でも2カ月でもいいという人方がいっぱいいます。ただ、景気がこのとおり、いつよくなるかわからない状態であります。そこでやっぱり市としても何らかの施策を、あるいはアイデアを理解してくればなと思っています。我々男性だけ考えても何ですが、小野副市長さん、女性の立場から何か、いいアイデアとかありませんでしょうか。

○田中敏雄 議長 小野副市長。

○小野タツ子 副市長 女性の立場からということでしたけれども、確かに今のこの状況の中で困っている方というのは、女性の方も恐らく多くの方がいらっしゃるのかなというふうに思っています。緊急雇用の対策本部の中でもいろんな事業の洗い出しをした中で、やはりこれは女性が対象になる事業だなというようなこともいろいろ出ております。

先ほどからいろんな状況の中でこれから支援をしていくということを検討していく中で、今早急に当然スピードを持ってやることも大事なのかなというのは、これは当然だと思いますけれども、やはり自治体といたしましては財源も当然でありますので、できるものであれば、その来年の国の予算の状況を見ながら、最大限有効に使っていくということも大変大事なことだということでございますので、決して支援をしていかないということではなくて、できるだけ有効にお金を使いながら、そしてこういう支援をしていくという前提でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思いますし、困っているのは男性だけでなく女性もいるということございまして、この社会の中で女性が果たす役割というのも当然大きいわけでございますし、女性がこれからこういうふうな状況になってもその職を失わずに安定した職業として、そういうものを見つけていくためにはどういうものがあるかということ、やっぱり緊急雇用対策本部の中でも話し合いましたけれども、福祉的な介護とか、いろいろこれから高齢化が進

んでいく中で求められる職というのは、やはりそういうものもかなり比率を高めてくるのではないかなというふうに思いますので、女性の方々がそういう資格を取ったりとか、そういうことをもとに働ける環境のためのお手伝いとか、そういうものもあるのではないかなということをお互い今相談している最中でございますので、もうちょっとやっぱりお時間をいただきたいと思いますというふうに思っています。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） この対策、雇用対策の中では、維持をするという形の中では、緊急性を持ってこういうふうに行ってもらったことについては非常に評価をしています。ただ、非常に残念なのは、いつも思うんですけども、この間も話したとおりに、今国の段階で国会が通っていないからとか、県の段階で臨時の県議会で通っていないからとかでなくて、出した時点での検討です、出した時点での検討。通ったらすぐ、いち早く手を挙げる、やはりそういう部分。

それから、もう一つは、非常に大事なことは当市の非正規雇用者、今失業なされた非正規雇用者、その人が現実になどなのか。私からすれば、東京からここに来て、期間工やっている人はそうはいないと思います。だからニュースでやっている、今日の寝床がない、食う物もない、そういう環境かといったら、この地域は生きるという部分の中では懐が深いと思います。でも、それを調べていないというところが一番の問題がある。今言ったとおりに、本当に困っているのであれば市営住宅でも空いているところあれば貸してやる、そういうことも必要でしょう。それから、非常に私は頼りにしているのは福祉事務所長です。私のところに来れば死ななくていいと一言言ってもらえれば、横手なんか絶対大丈夫なんですから、この地域に生まれたよさをつくづく私は思っております。

だから一つの中で、今言ったとおりに、これは要望として聞いてください。今言ったとおりに、この地域の中で、この地域の価値観を再生するにはある意味では、もちろん手当てをしっかりとしながらも、ある意味ではチャンスだ。テレビをつけて映る幸せが横手の幸せではない。少なくとも17番議員が一般質問で言われたように、多世帯で住みながらお互いに助け合って、支え合って生きていく、それが親族関係一番だろうと、今回だってセーフティーネットの中では親族というきずなが一番、私は大事だと思っていますし、私も私の周りの中では助けて、あとそういう困った方がいれば助けていきたいと思っています。

だからこそ、市としてしっかりとした個別の今の職を失われた人の調査をやるべきです、いち早く、待つのではなくて。ハローワークからもらう情報とか、それも大事かもしれないけれども、自分の足でちゃんと一つ一つ拾う、そしてそれに対応していく。だから机上の空論になってしまうと私はそう思っています。だから、その覚悟をまずは産経部長に聞きたいと思います。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 ありがとうございます。

実際に企業に入りますと、なかなか企業さんの立場上すべてこちらの意図するところがかめるといいうわけではございませんが、できるだけ足を運びまして一生懸命頑張っ、苦境に陥った方々に少しで

もお役に立てればと思いますので、この後もよろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 議案第226号に対する質疑、ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第226号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。従って、議案第226号は原案のとおり可決されました。

◎議案第227号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第77、議案第227号平成20年度横手市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第227号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議案第227号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第227号平成20年度横手市一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

追加提案の予算書をご覧いただきたいと思ひます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ494億107万3,000円に定めようとするものでございます。

これは先ほどの議案第226号、横手市中小企業融資あっせん条例に基づく、いわゆるマル横貸付限度額を1,500万円から2,000万円に引き上げようとするもので、そのために金融機関への預託を今までの5億円から6億円に積み増すために、7款商工費に1億円の補正予算をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第227号平成20年度横手市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。従って、議案第227号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休 憩

午後 4時25分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第78、議案第17号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等と求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議案第17号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第17号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第18号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第79、議会案第18号社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第18号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第18号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第18号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第19号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第80、議会案第19号介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第19号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第19号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第19号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第20号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第81、議会案第20号医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための国への意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第20号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第20号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第20号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第21号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第82、議会案第21号医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第21号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第21号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第21号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第21号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第22号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第83、議会案第22号労働者派遣法の改善を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第22号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第22号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第22号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第22号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第23号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第84、議会案第23号法務局の増員に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第23号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第23号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第23号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第24号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第85、議会案第24号道路整備予算の確保等を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第24号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第24号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第24号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議員定数に関する事項について

○田中敏雄 議長 日程第86、議員定数に関する事項についてを議題といたします。

議員定数調査検討特別委員長の報告を求めます。議員定数調査検討特別委員長。

【議員定数調査検討特別委員長（25番石山米男議員）登壇】

○石山米男 議員定数調査検討特別委員長 委員会調査の結果を報告いたします。

調査の経過につきましては省略させていただきます。

調査の結果並びに概要についてご報告申し上げます。

地方自治法第91条第1項では、議会議員の定数を条例で定めることとなっております。平成17年10月1日に合併した当横手市は、それ以前の合併協議会での協議の結果、議会議員の定数については合併特例法の特例を適用せず、同条第2項で規定されている法定定数の上限34人とすることとなりました。これは同条第7項の規定に基づく合併に伴う協議による34人で、同条第9項の規定で条例により定められたものとみなすこととなっております。

平成17年10月1日の合併時の国政調査による人口は10万3,652人で、地方自治法上人口10万人以上20万人未満の市に該当いたします。合併後3年が経過し、来年の平成21年10月には2度目となる市議会議員選挙も控えておまして、横手市議会の議員定数について調査検討する必要があると判断し、平成20年9月29日に議員定数調査検討特別委員会を設置いたしました。

これまで7回にわたって委員会を開催し、慎重に検討を重ねてまいりました。委員会の設置期間は平成21年3月議会までであります。第2回の委員会で、集中的に議論し、早く結論を出すよう努力するという方向性を確認して、今定例会に最終報告することとなったものであります。

前半では、全国市議会議長会の市議会議員定数に関する調査結果、秋田県内市議会の状況、合併前の旧8市町村の議員数及び年間報酬額と現在の比較、地域別議員数及び議員1人当たりの人口、面積、世帯数、地区会議の状況、地方交付税の算定基礎、人口の将来推計などの資料をもとに協議検討していただきました。なお、当委員会で使用いたしました資料については、各会派での話し合いに利用してもらうために11月7日付で全議員に配布したところであります。後半では各会派の状況も参考にしながら議論を交わしてまいりました。

協議では毎回多くの意見が出されましたが、現状維持と削減の意見がわかれ、結論を模索してきたところであります。

現状維持の主な意見といたしましては、合併後3年しか経っていないので、議会活動の形成、確立を優先すべきである。地域住民の要望、要求、苦情について役所が遠くなった状況で、議員への期待が高い。現状維持で本当の新しいまちづくりをすべきである。他市よりも面積が広いことを考慮すべきであるなどでありました。

削減の主な意見といたしましては、人口推計によりますと、平成22年には10万人を下回ることが予想されているので、次回から30人にすべきである。議会に集中して縦横無尽に走り回れる議員が少数精鋭で頑張ればいい。合併協議の際に一般市民の委員から34名より減らしたほうがいいという意見があった。県内も全国的にも法定定数より議員定数を減らす市がある中で横手市も行うべきだなどでありました。

また、議員定数を検討する中で、10万都市にふさわしい政策議論をする議会にならなければいけない。議会や議員の活動をもっと理解してもらうような努力をしなければならない。広い面積での活動や委員会の構成の問題など、今後の議会活動も考えなければいけない。議員数が減っても議員の立場や活動のあり方など、議員の環境を整えていく必要があるなどの意見も出されました。

削減する意見には定数30人から26人までの考えがありましたが、削減する場合には4人減の30人ということで意見を集約したところであります。

最終的に各会派の意見も参考にしながら、現状維持と4人減の定数30人の意見について採決して決定すべきものと判断をいたしました。4人減の定数30人とすることに賛成の委員の起立を求める採決の結果、起立多数で定数30人とすべきことに決定をしました。

なお、採決後の協議で横手市議会議員定数条例を議員全員による提案とすることとなりました。

以上、議員定数調査検討特別委員会の最終報告とするものであります。

終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで議員定数調査検討特別委員長の報告を終了いたします。

◎議会案第25号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第87、議会案第25号横手市議会議員定数条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第25号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第25号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第25号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。従って、議会案第25号は原案のとおり可決されました。

ただいま議会案第25号が議決されたことにより、これで議員定数調査検討特別委員会の調査を終了いたします。

◎閉会の宣告

○田中敏雄 議長 これで平成20年第7回横手市議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 4時44分 閉 会